

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会

## 第3回宿泊衛生専門委員会



つむ 紡ぐ感動 神話となれ

# 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日時 令和8年8月6日(木)

## 第3回宿泊衛生専門委員会 内容

### 1 審議事項

第1号議案 日本のひなた宮崎 国スポ延岡市弁当調製施設選考基準（改正案）

・・・・・・・・・・ P 1

### 2 報告事項

報告事項1 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会

宿泊衛生専門委員会委員の変更について・・・・・・・・・・ P 6

報告事項2 本大会及びリハーサル大会の日程について・・・・・・・・・・ P 8

### 【添付資料】

資料1 日本のひなた宮崎 国スポ延岡市弁当調達要項・・・・・・・・・・ P 9

資料2 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

延岡市実行委員会専門委員会規程・・・・・・・・・・ P11

日本のひなた宮崎 国スポ  
延岡市弁当調製施設選考基準（改正案）

## 1 趣旨

この基準は、日本のひなた宮崎 国スポ延岡市弁当調達要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

## 2 大会への理解と協力

大会に理解があり、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

## 3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間の相互において、円滑な業務の連携が可能であること。

## 4 施設要件

- （１）食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- （２）延岡市内に本社または製造所を有していること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- （３）法人登録をしている事業者の調製施設であること。
- （４）市町村税（本店所在地分及び本市分）（支店、営業所等が本市に存する場合に限る）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- （５）延岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。

## 5 施設の衛生管理

- （１）選考時点において過去 3 年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- （２）食品衛生監視票が調査時点において 80 点以上であること。もしくは、令和 9 年 3 月までに 80 点以上に改善できること。
- （３）食品衛生関係法令に基づき、H A C C P に沿った衛生管理に取り組むとともに適切に施設管理、運営がなされている施設であること。
- （４）検食は、原材料及び調理済食品ごとに 50 g 程度を清潔な容器（ビニール袋

- 等)に密封して、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 調理従事者(食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。)の全員に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスを含むもの)の実施が可能であること。
  - (6) 食品賠償保険に加入していること、若しくは大会開催期間中に加入できること。
  - (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 6 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に限りなく1日あたり200食以上であること。
- (2) 前日午後6時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 最大で5日分のメニューの日替わりが可能であること。
- (5) 原材料に延岡市産品または宮崎県産品を積極的に使用する等、延岡市の特色を生かした弁当の調製が可能であること。
- (6) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (7) メニューについて実行委員会と協議を行い、実行委員会の指示に対応可能であること。
- (8) 実行委員会が準備する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (9) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 7 施設の対応能力

- (1) 実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名(アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。)
  - ウ 添加物(アレルギーを含む。)
  - エ 消費期限(時刻まで表示)
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示関係法令により規定される表示

ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ケ 持ち帰りを禁止する表示

コ その他実行委員会が指示する表示

- (3) 実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であること。ただし、通常車両による搬送であっても、保冷箱、保冷剤等を活用し、食品衛生上支障のない方法により温度管理が行われると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 弁当付属品の割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール袋等の提供については、実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。
- (5) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。
- (6) 運搬が容易で清潔な段ボール等に梱包し弁当を納入できること。
- (7) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。

## 延岡市弁当調製施設選考基準改正の概要

### 変更の理由

- ① 受注した数量に対する変更時間 前日午後８時 → 前日午後６時  
午後８時に変更連絡を受けても仕入れ業者は時間外なので材料の発注ができないため、変更時間を早めることで材料仕入、仕込みの対応ができる。
- ② 保冷車の条件  
市内業者は保冷車を保有していないため、実行委員会で準備をする。  
適切な温度管理は必須なので、保冷箱・保冷剤等を使用して会場内に設置する保冷車まで運搬してもらう。
- ③ 付属品の内容変更  
付属品のお茶は実行委員会で準備する。食材等が高騰しているので、少しでも弁当メニューの質・量を高めて喜んでもらえる弁当を作ってもらう。
- ④ 弁当容器ガラの回収  
弁当調製施設はどの施設も人員が不足しており対応が厳しいため、弁当容器ガラは実行委員会が回収し処分する。

新旧対照表

○延岡市弁当調製施設選考基準

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6 施設の調整能力</p> <p>(2) 前日午後<u>6</u>時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。</p> <p>7 施設の対応能力</p> <p>(3) 実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理(10℃以下)のできる方法(保冷車の利用等)にて、運搬が可能であること。ただし、<u>通常車画の搬送であっても、保冷箱、保冷剤等を活用し、食品衛生上支障のない方法により温度管理が行われると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) 弁当付属品の <u>    </u> 割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール袋等の提供については、実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。</p> <p>(5) 注文数の変更は前日の午後<u>6</u>時まで可能であり、原則として、当日の午前11 時までに納品が可能であること。</p> | <p>6 施設の調整能力</p> <p>(2) 前日午後<u>8</u>時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。</p> <p>7 施設の対応能力</p> <p>(3) 実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理(10℃以下)のできる方法(保冷車の利用等)にて、運搬が可能であること。ただし、<u>弁当調製施設の指定にかかる必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注することとする。</u></p> <p>(4) 弁当付属品の <u>お茶</u>、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール袋等の提供については、実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。</p> <p>(5) 注文数の変更は前日の午後<u>8</u>時まで可能であり、原則として、当日の午前11 時までに納品が可能であること。<u>また、同日に容器を回収できること。</u></p> |

## 報告事項 1

### 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会

#### 宿泊衛生専門委員会委員の変更について

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会会則第8条第1項に基づき、令和8年1月23日から令和8年8月5日までの間における宿泊衛生専門委員会委員の変更について、次のとおり報告します。

(敬称略・順不同)

| 所属団体・役職                    | 新任者    | 前任者   |
|----------------------------|--------|-------|
| 延岡保健所 衛生環境課長               | 岡田 守道  | 林田 哲也 |
| 宮崎県飲食業生活衛生同業組合<br>延岡支部 支部長 | 伊東 通成  | 高田 重幸 |
| 延岡市医師会 会長                  | 赤須 郁太郎 | 佐藤 信博 |
| 生活環境課 課長                   | 見附 正嗣  | 忍賀 礼広 |
| 資源対策課 課長                   | 忍賀 礼広  | 甲斐 幸次 |
| 健康長寿課 課長                   | 見附 香世  | 竹光 俊司 |
| 地域医療政策課                    | 松井 宏紀  | 甲斐 和則 |
| 観光戦略課                      | 興梠 春樹  | 松井 宏紀 |

#### <参考>

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会会則 抜粋

#### (任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会  
宿泊衛生専門委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

|       | 所属機関・団体               | 役 職    | 氏 名    |
|-------|-----------------------|--------|--------|
| 委 員 長 | 延岡市社会福祉協議会            | 常務理事   | 溝田 輝男  |
| 副委員長  | 宮崎県ホテル旅館業生活衛生同業組合延岡支部 | 理事     | 吉野 鎮靖  |
| 委 員   | 延岡保健所                 | 衛生環境課長 | 岡田 守道  |
|       | 延岡観光協会                | 物産事業課長 | 荒木 俊輔  |
|       | 宮崎県飲食業生活衛生同業組合延岡支部    | 支部長    | 伊東 通成  |
|       | 宮崎県栄養士会               | 理事     | 松本 有加  |
|       | 宮崎県産業資源循環協会県北支部       | 理事     | 佐藤 修一  |
|       | 延岡市医師会                | 会長     | 赤須 郁太郎 |
|       | 延岡市歯科医師会              | 専務理事   | 田崎 和宏  |
|       | 延岡市西臼杵郡薬剤師会           | 薬剤師    | 佐藤 亮太  |
|       | 延岡市食生活改善推進員協議会        | 会長     | 姉川 孝子  |
|       | 生活環境課                 | 課長     | 見附 正嗣  |
|       | 資源対策課                 | 課長     | 忍賀 礼広  |
|       | 健康長寿課                 | 課長     | 見附 香世  |
|       | 地域医療政策課               | 課長     | 松井 宏紀  |
|       | 観光戦略課                 | 課長     | 興梠 春樹  |

## 本大会及びリハーサル大会の日程について

## 本市で実施される競技(令和9年)

| 大会種別        | 競技種別 | 競技名                                                                                          | 開催期間                                                                                                                        |
|-------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民スポーツ大会    | 正式競技 | ・体操競技<br>・オープンウォーター<br>スイミング<br>・新体操<br>・バレーボール(成年女子)<br>・ソフトボール(成年男子)<br>・軟式野球(成年男子)<br>・柔道 | 9月9日(木)～12日(日)<br>9月12日(日)<br><br>9月18日(土)～19日(日)<br>9月27日(月)～30日(木)<br>9月27日(月)～28日(火)<br>10月2日(土)～5日(火)<br>10月3日(日)～5日(火) |
|             |      | ・武術太極拳<br>・パワーリフティング                                                                         | 8月28日(土)～29日(日)<br>9月3日(金)～5日(日)                                                                                            |
|             |      | ・ウォーキング<br>・3B体操                                                                             | 5月9日(日)<br>6月20日(日)                                                                                                         |
|             |      | ・バスケットボール<br>・フットソフトボール<br>・車いすバスケットボール                                                      | 10月23日(土)～24日(日)<br>〃<br>〃                                                                                                  |
| 全国障害者スポーツ大会 | 正式競技 | ・バスケットボール<br>・フットソフトボール<br>・車いすバスケットボール                                                      | 10月23日(土)～24日(日)<br>〃<br>〃                                                                                                  |

※第81回国民スポーツ大会会期：令和9年9月26日(日)～10月6日(水)

第26回全国障害者スポーツ大会会期：令和9年10月23日(土)～25日(月)

## 本市で開催されるリハーサル大会

| 大会名                               | 開催期日                       | 開催場所                        |
|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 全日本実業柔道団体対抗大会                     | 令和8年6月13日(土)<br>～14日(日)    | アスリートタウン延岡<br>アリーナ          |
| 全日本総合女子ソフトボール<br>選手権大会            | 令和8年9月12日(土)<br>～13日(日)    | のべおか waiwai スタジアム<br>他2共催市  |
| 天皇杯・皇后杯全日本バレーボール<br>選手権九州ブロックラウンド | 令和8年9月19日(土)<br>～21日(月)    | アスリートタウン延岡<br>アリーナ          |
| OWS すみえカップ2026                    | 令和8年9月20日(日)               | 須美江海水浴場特設会場                 |
| 西日本軟式野球選手権大会                      | 令和8年10月31日(土)<br>～11月2日(月) | のべおか waiwai スタジアム<br>他5共催市町 |
| 第43回全国高等学校体操競技<br>選抜大会            | 令和9年3月20日(土)<br>～21日(日)    | アスリートタウン延岡<br>アリーナ          |
| 第42回全国高等学校新体操<br>選抜大会             | 令和9年3月24日(水)<br>～25日(木)    | アスリートタウン延岡<br>アリーナ          |

日本のひなた宮崎 国スポ  
延岡市弁当調達要項

1 趣 旨

この要項は、延岡市で開催する「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等と十分な調整を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

- （１）斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に対して斡旋する弁当をいう。
- （２）支給弁当 大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に対して支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあっては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあっては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当調製施設の選定及び取消

- （１）弁当調製施設については、別に定める延岡市弁当調製施設選考基準に基づき、保健所の協力を得て実行委員会が選定する。
- （２）実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。
  - （ア）食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
  - （イ）食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - （ウ）弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
  - （エ）その他、実行委員会が不適当と認めたとき。

## 7 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（宮崎県）宿泊要項に準じるものとする。

## 8 弁当の発注

発注方法については、実行委員会が数量を取りまとめの上、選定された弁当調製施設に対し発注する。

## 9 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、適正な管理のもと弁当の引換えを行うものとする。

## 10 弁当調達業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を委託できるものとする。

## 11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

延岡市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会会則（以下「会則」という。）第13条第3項の規程に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 各専門委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会会長(以下「会長」という。)が指名する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 4 専門委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### （専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第5項の規程は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期等は、会則第8条の規程を準用する。

#### （委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和6年8月8日から施行する。

別表（第2条関係）

| 名称            | 付託事項                                                                                                    | 委任事項                    |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 総務企画<br>専門委員会 | 1 総務企画に関すること<br>2 財務に関すること<br>3 広報に関すること<br>4 市民運動に関すること<br>5 観光及びおもてなしに関すること<br>6 他の専門委員会に属さない事項に関すること | 左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること |
| 競技式典<br>専門委員会 | 1 競技運営に関すること<br>2 式典に関すること<br>3 競技会場の設営に関すること<br>4 その他競技式典に関すること                                        | 左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること |
| 宿泊衛生<br>専門委員会 | 1 宿泊に関すること<br>2 医事及び衛生に関すること<br>3 その他宿泊衛生に関すること                                                         | 左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること |
| 輸送交通<br>専門委員会 | 1 輸送及び交通に関すること<br>2 警備及び消防防災に関すること<br>3 その他輸送交通に関すること                                                   | 左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること |